

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期東松山市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県東松山市

3 地域再生計画の区域

埼玉県東松山市の全域

4 地域再生計画の目標

東松山市の総人口は、国勢調査によると平成7（1995）年の93,342人をピークに減少局面に入り、平成27（2015）年には、91,437人となった。住民基本台帳によると令和8年4月は90,942人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、総人口は令和32（2050）年には78,779人に減少すると推計されている。

年齢3区分別人口について、令和8年の年少人口（0～14歳）は9,957人、生産年齢人口（15～64歳）は53,332人、老年人口（65歳以上）は27,653人となっている。平成7年頃以降、年少人口と生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、今後も同様の見込みとなっている。

自然動態について、平成17年頃から死亡数が出生数を上回りはじめ、令和7年は581人の自然減となっている。合計特殊出生率は全国や埼玉県と同様減少傾向で推移し、令和6年においても国や県の平均より低い1.08となっている。

社会動態について、高度経済成長期以降、宅地開発や雇用拡大による生産年齢層の転入増を要因とした継続的な転入超過があり、ピークの平成2年には3,432人の社会増となったが、平成7年には124人の社会減に転じ、以降は転出超過傾向へと変化している。近年は、新たな宅地開発と外国人の増加により転入超過傾向となり、令和7年は458人の社会増となっている。

人口減少・高齢化が進行すると、生活に必要な施設の縮小・撤退等による地域住民の生活の維持への影響や、地域産業における慢性的な担い手不足の発生が懸念さ

れる。また、生産年齢人口の減少により住民税等の収入減少が見込まれるなか、公共施設の維持管理や高齢化による財政需要の増大への対応に影響が生じるものと考えられる。

こうした課題に対応するため、交通利便性や豊かな自然環境など本市が有する強みを最大限に生かし、まちの魅力や優位性を積極的に発信するとともに、地域資源を活用した産業振興や雇用の創出を通じて、安定した定住人口の確保と若者の流出抑制を図ることが重要です。

また、高齢化の進行に対応するため、高齢者の健康増進や介護予防の推進に加え、就労や地域活動への参画を支援し、誰もが生きがいを持って健康で長く活躍できる環境づくりを進めることが重要です。

さらに、市外からの人の流れを創出するため、観光資源の活用や回遊性の向上により交流人口の拡大を図るとともに、地域の担い手確保や将来的な移住・定住につながる関係人口の創出に取り組むことが重要です。

特に、子育て世代の流入と定着を促進するため、妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない支援を充実させ、地域全体で子育てを支える環境を整備することで、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進し、出生率の改善を図ることが重要です。

加えて、デジタル技術を活用し、市民の暮らしに直結する安全・安心、快適性及び利便性の確保を図り、防災・減災対策の強化や生活基盤の充実に取り組むことで、災害に強く、住み続けたいと感じられるまちづくりを進めるとともに、新たな企業や人材の呼び込みを通じて地域の活性化につなげることが重要です。

以上の視点を踏まえて、本計画において、次の4つを基本目標として掲げることとする。

- ・基本目標1 安全性が向上し、安心して快適に暮せるまちをつくる
- ・基本目標2 ブランド力を強みとし、成長と発展が持続するまちをつくる
- ・基本目標3 将来に希望を持ち、人とながり心豊かに暮らせるまちをつくる
- ・基本目標4 デジタル技術の活用やICTの浸透により、市民生活や地域の価値が向上するまちをつくる

【数値目標】

５－２の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2030年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	道路や公園等の生活の基 盤施設が「よい」と回答し た市民の割合	27.8%	33.0%	基本目標 1
	「東松山市が住みよいま ちと感じる」と回答した 市民の割合	73.0%	78.0%	
イ	年間観光入込客数	278万人	320万人	基本目標 2
	市内従業者数	41,175人	42,500人	
ウ	「子育て環境が整ってい る」と回答した市民の割 合	59.0%	64.0%	基本目標 3
	「これからも東松山市に 住み続けたい」と回答し た市民の割合	71.6%	76.0%	
エ	「行政のデジタル化・オ ンライン化による利便性 の向上を感じる」と回答 した市民の割合	－	40.0%	基本目標 4

５ 地域再生を図るために行う事業

５－１ 全体の概要

５－２のとおり。

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期東松山市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 安全性が向上し、安心して快適に暮せるまちをつくる事業
- イ ブランド力を強みとし、成長と発展が持続するまちをつくる事業
- ウ 将来に希望を持ち、人とつながり心豊かに暮らせるまちをつくる事業
- エ デジタル技術の活用や ICT の浸透により、市民生活や地域の価値が向上するまちをつくる事業

② 事業の内容

- ア 安全性が向上し、安心して快適に暮せるまちをつくる事業

適正な財政運営に取り組みながら、市民の暮らしに直結するまちの安全性や快適性、利便性を確保する事業

【具体的な事業】

- ・持続性の高いまちづくり
- ・安全で快適な道路の維持管理 等

- イ ブランド力を強みとし、成長と発展が持続するまちをつくる事業

利便性の高い交通網や豊かな自然に恵まれた生活環境など、本市の魅力や優位性を積極的に PR し、まちの活力の源となる地域経済や産業、観光を活性化する事業

【具体的な事業】

- ・市街地の整備と中心市街地の活性化
- ・シティプロモーションの強化 等

- ウ 将来に希望を持ち、人とつながり心豊かに暮らせるまちをつくる事業

子どもや高齢者が安心して生活し、活躍できる環境を整え、市民の健康水準を維持・向上させるとともに、地域コミュニティの活性化を進め、文化や芸術など心を豊かにする取組を充実させ、シビックプライドの醸成を図る事業

【具体的な事業】

- ・子育て支援の充実
- ・健康増進と疾病予防の推進
- ・地域活動の促進と担い手支援 等

- エ デジタル技術の活用や ICT の浸透により、市民生活や地域の価値が向上

するまちをつくる事業

生成 AI や RPA などのデジタル技術を活用し、行政サービスを効率化させるとともに、市民の利便性向上や地域課題の解決に取り組む事業

【具体的な事業】

- ・多彩で魅力的な農業の推進
- ・窓口手続きの利便性向上 等

※なお、詳細は第3期東松山市総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

9,900,000 千円（2026 年度～2030 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 6 月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本町公式 W E B サイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2031 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2031 年 3 月 31 日まで